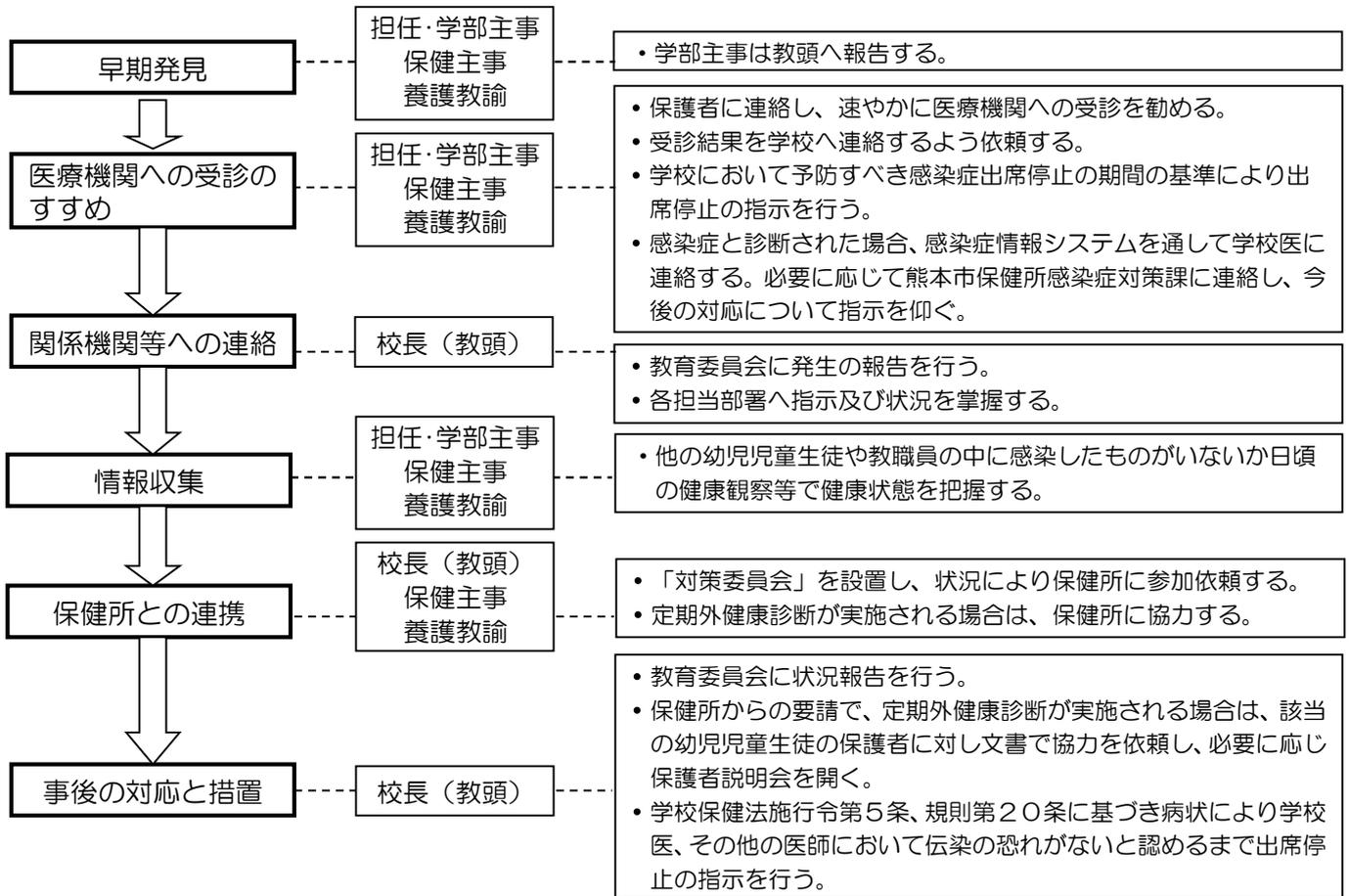


(7) 感染症への対応

予 防 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任・養護教諭は、日頃から幼児児童生徒の欠席状況・健康状態を記録・整理するとともに、幼児児童生徒に異常があった場合は、速やかに教職員や保護者に知らせる。 ・ 保護者には、速やかな連絡を行うよう徹底を図る。
------------------	---

感染症の疑いが認められる



学校において予防すべき感染症

	病名	出席停止の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ ベスト ・ ラッサ熱 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群（SARS） ・ マールブルグ熱 ・ 急性灰白髄炎（ポリオ） ・ 鳥インフルエンザ（H5N1） ・ 新型コロナウイルス感染症 	治癒するまで
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん ・ 水痘（みずぼうそう） ・ 咽頭結膜熱 ・ 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発病後5日、かつ解熱後2日（幼児3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで ・ 発疹が消失するまで ・ 全ての発疹が痂皮化するまで ・ 主要症状が消失した後2日を経過するまで ・ 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで ・ 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ パラチフス ・ 細菌性赤痢 ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ その他の感染症 	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで ※関係機関等の連絡先は食中毒対応時の連絡先参照

